



## 認定NPO法人市民オンブズマンおokayama

編集・発行 光成卓明 事務所 〒700-0933 岡山市北区奥田1-11-20

E-mail : info@ombud-oka.com ホームページ : http://www.ombud-oka.com

# オンブズマンアカデミー報告(下)

## <2019年度市民オンブズ全国大会(岐阜大会)分科会報告>

本年2月15日に開催したオンブズマンアカデミーでは、「2019年度市民オンブズ全国大会in岐阜」の参加者による分科会報告を行いました。前号に続き、報告の要旨を紹介します。

### 「政務活動費・海外視察」

#### 分科会報告

光成卓明

### はじめてのおつかいせいかつひ

#### (政務活動費)

#### 1 政務活動費にどう取り組むか

##### i 「やれば勝てる」政務活動費裁判

地方議会の議員さんたちの政務活動費の使いぶりは、一部の例外を除いて相変わらず無軌道で、違法な支出が横行しています。

全国オンブズマンのHP 特設ページに掲載されているとおり、政務調査費・活動費の住民訴訟は、<的を間違えないかぎり、たいてい勝訴判決が出る>状態です。

##### ii 「未開の荒野」の政務活動費

このような無軌道な支出は、<まだ政務活動費訴訟が行われていない=ま

だ議員さんたちがいっぺんも負けていない>地域が、最も甚だしいのです。『号泣さん』の兵庫県、『領収書偽造』の富山市、『花代出しまくり』の香川県、すべてその例です。

一般に議員さんたちのメンタルは、<俺は俺が正しいと思う支出をしている。よって俺の支出は正しい>ですから、『いっぺん負かされないと悔い改めない』ので、荒野はいつまでも荒野のままなのです。

##### iii なぜ政務活動費裁判は広がらないか

未開地の政務活動費は、オンブズマンにとって一種の「鬼ヶ島」で、「やればオミヤゲがついてくる」領域です。

にもかかわらず、政務活動費訴訟はなかなか広がりません。その理由は一にも二にも、<手間がかかる>からです。

政務活動費訴訟をやろうとすると、①領収書を入手し(これに結構な費用がかかる)、②査定基準を作り、③

領収書を分析して対象を選び、④査定表に入力して完成させる、という手数が必要で、10万単位の費用がかかるうえに数人×数か月の作業です。お金と経験値と人手の少ないオンブズマンは、とりかかること自体が困難なのです。

#### iv 領収書のHP公開と〈要領〉

しかし、ここ1～2年、政務活動費の領収書がHP公開される地方議会が増えてきました。そのような議会では、①領収書を入手するのに費用がかからず、②PDFで入手できるため、好きな時に好きな場所で分析作業をすることができます。ジャングルのすぐそばまで林道がついたようなもので、あとは〈要領〉さえ分かっているならば、「手間を(比較的)かけずに勝てる政務調査費訴訟」ができるのです。

この分科会は、そうした「要領」を提供することを目的としています。

## 2 政務活動費の「要領」

### i 「ピックアップ」型は駄目。

「この支出だけは許せん」と狙いを定めてやる「ピックアップ」型裁判は、お勧めできません。

なぜかという、

ア 「これだけは許せん」とオンブズマンが思っても、裁判所が同様に思ってくれるかどうかわからない。典型的な例は、①海外視察とか、②広報紙とか、③県政報告会で、これらは実はかなり勝ちづらいネタなので

す。

イ 議員さんは、旗色が悪いと見るや否や、返還してしまいます。すると裁判は続けられなくなり、しかも支出の実態はあまり変わらない。何をやったかわからん、ということになります。

### ii 「タイプ」型がお勧め。

お勧めするのは「タイプ」型、つまり、「みんなが支出していて、金額が大きくて、定形的に勝てる」タイプの支出を狙う裁判です。これなら、①勝ったら大きいし、②おいそれとは返還できないし、③勝てば支出実態を変えられるからです。

そんな支出がない場合はどうするか、ですと？その議会は、⑦問題支出をしなくて済むくらいに政務活動費の額が少ないか、④「荒野」には稀に見る、品行方正な議会なのか、です。(私は、④の議会なんかあるもんか、と思いますが。)

## 3 そんな都合の良い支出があるのか？

あるのです。特に「荒野」には、「ほぼ勝てる」タイプの支出が、鬼ヶ島のように眠っています。「ほぼ勝てる」タイプの支出で、人数・金額が大きい奴は、以下のものです。

(「地味すぎて面白くない」ですと？オンブズマンは「勝ってなんぼ」です。)

### i 按分していない事務所経費や人件費

ア 事務所家賃・光熱水費

イ 人件費(ただし常勤のもの)

ウ ガソリン代

エ HP 経費、電話代、リース料、事務用品費、消耗品費

これらは、原則として、按分率 50%で按分支出しなければなりません。しかし「荒野」には、それをしていない議員は大勢います。

ii 飲食費（飲み会代金）

これも「荒野」にはたくさんあります。類似品として、「しょっちゅう県庁所在地に宿泊している議員の宿泊費」もあります。

ただし、

ア 「会合参加費」の形で出しているものがあるので、ご注意。

イ 飲食付きの「市政報告会」（実質、後援会の飲み会）の費用をわからないように出している議員さんがありますが、これは中級編。

iii 「花代」

町内会などに顔出しした際に持っていく金一封のこと。「会合参加費」の形で出しています。公職選挙法違反の疑いが濃厚ですが、実際には横行しており、「荒野」にはこれの支出はたくさんあります。

現金でなく酒など持っていく「お土産」もあり、これもかなり勝ちやすいでしょう。

4 かなり勝ちやすそうな支出

以下のものは、先例が少なく（もしくは、なくて）「ほぼ勝つ」とまでは言えませんが、「かなり勝ちやすそう」でかつ「勝ったら大きそう」なものです。ただし、やるなら苦勞する覚悟が必要で、

全面的にはお勧めできません。

i 実費ではないガソリン代。

「kmあたり〇〇円」で定額支出しているもの。

ii 政党に還流しているらしき「調査研究費」。

特定政党の所属議員がみんな月数万円規模の「調査委託費」とかを出していたら、まずコレです。

iii 議員が経営する会社や、議員の同居の親族に対する支出。

きわめて腹立たしくかつ相当勝ちやすい支出ですが、実態や支出名目によって勝ちやすさは様々で、「必ず勝つ」とまでは断定できません。

5 苦勞しそうなモノには手を出さないこと。

3、4以外のモノは、少なくとも「はじめてのせいかつひ」では、避けるべきです。どうしてもやりたい方は、「勝てる奴」をやって経験値を上げてからにしてはどうでしょうか。

6 それでもやっぱり裁判は無理、という場合

せめて、① HP からダウンロードして、②できる範囲で分析して、③議会に意見書を出す、ところまでやりましょう。「もう少しはやりたいしやれる」のであれば、④住民監査請求まではやってみる、のもアリでしょう。

支出が改まるかどうかは疑わしいですが、⑦議員さんたちに「監視されている」と感じさせることができ（それだけでも

大いにマシです)、④「来年以後、裁判までやってみる」ためのトレーニングとしては、たいへん有効です。

## はじめてのおつかいかいがいしさつ (海外視察)

### 1 議員の海外視察にどう取り組むか

i 「なかなか勝てない」海外視察裁判  
公費海外視察の住民訴訟は、非常に勝ちにくいもののひとつです。これまでに、奈良地裁(不詳)、仙台地判 H29.2.1・仙台高判 H29.10.26(日程の一部×)、岡山地判 H20.3.13(現地車賃×)、くらいしか勝訴判決がなく、また「勝訴しても一部」であることがほとんどです。

### ii 海外視察はぜんぶ「未開の荒野」

「めったに負けない」ことを反映して、議員さんの海外視察はほとんどやりたい放題です。

大半の視察が、①全行程「実質的に観光」であり、②報告書は大半がコピーで、ネット記事からの盗用が多く、③多くの場合、旅費とは別に「需用費」として通訳・ガイド料と専用車代が支出されています。

しかも、批判されていつとき自粛しても、「監視が緩んだ」と見るといつの間にか元の木阿弥になっています。

iii どんな「海外視察」が違法認定されているか、&いま争われているか

ア 仙台(一部勝訴) 視察日程中の、

①ラグビースタジアム視察(実際は観戦。議会の派遣議決の際に説明欠落)と、②ワイン農場「視察」(実質ワイン試飲会。一部の議員が酔っ払って本番の説明を欠席)。

イ 岡山(勝訴) 議員2人の欧州旅行で、専用車を使用した備車料。ただし、議員7人の別事件では敗訴。

ウ 石原慎太郎 in スイートルーム&ガラパゴス(敗訴)

石原慎太郎元都知事は、USA 視察の際に、①高級スイートルーム(一泊数十万円)に宿泊し、②途中ガラパゴス「視察」しました。

かなり「勝てそう」な事件でしたが、監査請求の時期が遅かったため訴えが却下されました。

エ 香川県と北九州市・・・現在進行中

フジテレビの特別取材班が一行に密着・撮影し、昼間飲酒シーンなどがオンエア。

### 2 やれることからやる

#### i 視察報告書などを開示させる

議員さんは、「監視されていない」と感じたら、やりたい放題になります。なので、視察報告書などを毎年開示させて、「監視されている」と思わせることが必要なのです。

オンブズマンとしても、そもそもく見なければ、どこに問題があるかと自分で考えることさえできません。

<読んで腹を立てる>だけになって  
もかまわない?ので、各地とも、これ  
だけはやっていただきたいのです。

ii 何を見る(開示させる)か?

ア 視察報告書

必須です。最低でもこれだけは  
やるべきです。

ただし、最近のコピペ報告書が流  
行していて、全部開示は高くなります。  
「コピペそのものを批判したい」  
場合は別として、ふつうは1人分開  
示させるだけで十分でしょう。

報告書に加えて、「詳しく見たい」  
場合は、以下のものも開示させます。

イ 旅行に伴う「需用費」の支出関  
係書類

相当多数の自治体で、旅費とは別  
に、通訳・ガイド料と専用車代が需  
用費として支出されています。「ガ  
イド」は観光ガイドです。専用車代  
は、場合によってはそれ自体が旅費  
法違反になることがあります。

ウ 議会の議事録

大して審議されていませんが、そ  
こが付け目です。議会では説明して  
いない「観光」をすることが少なく  
ないからです。

エ 旅行会社の事前説明書

議会に提出されていることがあり  
ます。報告書の記載よりも正直(観  
光は「観光」と書いてあったりする)  
なことがあります。

オ 知事部局の報告書

議員の海外旅行が知事部局と相乗  
りでされていることがあります。

その場合は、知事部局の報告書も  
入手することをお勧めします。①「知  
事部局の報告書のコピペ」である  
ことが多く、②知事部局から別行  
動で「1日観光」をしていること  
もあるからです。

iii どこを見るか?

ア 旅程表で、まる1日「観光しか  
してない」日はないか?

イ 議会審議・資料にあらわれてい  
ない「視察先」はないか?

ウ 旅行会社の説明書で「観光」と  
されている部分はないか?

エ 通訳・ガイドや専用車の利用状  
況に変な所はないか?

オ 知事部局と別行動の部分はない  
か?

3 そのあと、何をやるか?

i 意見書(または陳情書)の提出

ぜひやるべきです。目に見える効果  
があるかどうかは疑問ですが、出す  
だけでも議員さんに対する牽制にな  
る(議員さんが「監視されている」  
とわかり、「やりすぎると裁判が来る  
かも」と気になる)からです。

なお、意見書等を出す際に、「視察  
報告書を議会HPで公開しろ」とい  
う要求も、忘れずに入れましょう。(こ  
れだけ意見なり陳情なり出しても良  
いくらいです。)

報告書をHPで見れる、となれば、  
①コピペ報告書にバカバカしい費用を  
使わないで済みますし、②「だれでも  
見るかも」ということになれば、さら

に「牽制効果」が上がるからです。

ii 住民監査請求

もちろん？認めてもらえるとは思えませんが、意見書提出よりもさらに「牽制効果」が増します。

4 住民訴訟で勝てるケースは？

i 住民訴訟は（私見では）

- ㊦ 「勝てる可能性があり」、
  - ㊧ 「勝った場合の成果（賠償額）がある程度大きい」、
- ケースでなければ、労力に見合いません。

海外旅行の場合、①めったに「違法」認定はとれず、②「違法」認定がとれても「旅行全部が違法」となることはほぼ期待できず、③「違法な部分のために増加した額」しか賠償対象にならない、と見るべきです。これに該当する（労力に見合う）ケースは相当に限られます。

ii ㊦の条件にあうのは、

- (1) 行程中の「まる一日」分以上が違法とされる場合、
- (2) 専用車使用やガイド備い入れが（部分的にでも）違法とされる場合、

くらいに限られるでしょう。(1)は少なくともまる1日分の宿泊料が違法になります。(2)は使用頻度が多いので馬鹿になりません。

iii したがって、

- (1) の〈まる一日観光〉のケースが、狙い目です。
- 〈その行程が議会で説明されてい

い〉のが、中でもベストです。そういう事例は、「荒野」には、そこそこあります。

ア 香川県議会事件では、「北米行事参加」に〈NYのプラス1日〉、「南米行事参加」に〈ドバイの一日〉、「スペイン他」に〈ポルトガル世界遺産の一日〉、「ドイツ他」に〈ユングフラウの一日〉が、それぞれ含まれています。（議会審議の際の行程表には載っていますが。）

イ 岡山県議会のH29のUSA視察には、NYで〈説明のないほぼ丸1日〉（行程表にも記載されていない）があり、Yスタジアムで野球を見たのではないかと疑われました。

iv (2)は実戦例が少ないのですが、ア 有望なのは、小人数の旅行（3人以内）です。2人以下ならさらに有望。「TXを使え」と言いやすいからで、岡山の勝訴判決はこれです。しかし、議会も最近は警戒して小人数の海外視察を避けるので、ネタを見つけれられるかどうか。

イ 「鉄道移動すべき場面で専用車を使っている場合」は、多くありませんが有望です。①岡山の例では、ストックホルムを列車で出発し、途中で専用車に乗り換えてコペンハーゲンに行った行程がありました。②香川県議会は、マドリッドとトレドを往復するのに、行きは鉄道、帰りは専用車を使用しました。ただし②は「需用費」からの支出なので、違法認定をとれるかどうか

かはこれからです。

ウ 香川県議会事件では、「ホテル帰着後に外食のため外出するのに専用車・ガイドを使うのは違法だ」という主張をしています。これは有望で活用範囲は広いはずですが、まだ可能性の段階です。

5 一に開示、二に開示、三と四がなくて五が意見（陳情）書。

## 「情報公開」分科会報告

東 和子

「情報公開」分科会は、今回も、平成23年10月から26年9月まで国の情報公開・個人情報保護審査会委員を務められた弁護士森田明氏を講師に迎えて開催されました。

森田弁護士からは情報公開審査請求の事例紹介と制度的な問題について報告があり、後半には参加者からの問題提起や質疑応答などがありました。

1 事例紹介…マイナンバー業務再委託問題についての情報公開請求について（さいたま市の場合）

マイナンバー業務について事前に承諾のない業務の再委託、再々委託が頻発したため、マイナンバー違憲訴訟に関わる弁護団が、さいたま市を含む12の自治体と東京国税局、大阪国税局に対して同時並行的に契約・支払関係の

資料等を「同じ文言」で特定して情報公開請求したところ、開示された対象文書の特定の仕方が請求先によってバラバラであった。

（「同じ文言」…「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過が分かるもの一切」）

行政側は似たようなものがあれば一部だけ出しておけばよいという対応をしているようであった。

これらの請求に対する対応をみると、さいたま市では契約、支払関係資料のほか、未承認再委託に関する報告書等が開示されたが、そのうち、法人のセキュリティ情報等、再委託先の会社名等、情報システムのネットワーク構成等が不開示であった。

他の自治体では個人情報保護に関する審議会等への報告資料や、特定個人情報の漏えい等の報告書などが開示されたが、さいたま市ではそれらは対象文書として特定されていなかった。

そこで、昨年6月、さいたま市に対して、

①対象文書を改めて追加特定して開示不開示の決定をすべき

②不開示部分のうち、「法人のセキュリティ情報」、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」、「情報システムのネットワーク構成」を不開示とした部分を取り消すとの裁決を求めて審査請求をした。現在審査中である。

2. 改正行政不服審査法（改正行審法 平

成28年4月1日施行)の下での自治体における情報公開審査請求の手續について

行政不服審査法が改正されたことにより、不服審査会及び審理員が設置された。しかし、自治体の条例で、審理員を置かないことや、その事務を審査庁が行うことを定めることができるため、情報公開条例・個人情報保護条例関係の審査請求では、条例に基づく情報公開・個人情報保護の審査会の審査と改正行審査に基づく審査庁審理の二重構造になってしまっている。

その結果、口頭意見陳述についても二重になってしまうことになる。

多くの自治体では審理員に代わる手續を行わず、意見陳述の申立があるときのみ対応するとか、意見陳述の申立をしたことを理由に審査会での陳述を認めないなど、自治体ごとに運用の実態がバラバラになっている。

川崎市では審査会における意見陳述と審理員に対する意見陳述をそれぞれの趣旨をはっきり区別して、口頭意見陳述の希望を聞かれた。

瀬戸市では教育委員会と審査会の両方で意見陳述を行ったことがある。

意見陳述は救済の可能性を高めるためのものと思われるが、請求者にとっては両方の意見陳述に立ち合うのは負担が大きいし、また、異なった結果が出る場合もあるのではないかと思われる。

今後の課題である。

## 「自治会」分科会報告

藤井 邦昭

<分科会資料より>

自治会をなぜ今考えるのか

自治会会計の不正をはじめとして、自治会と地域の個人とのトラブル、ひいては自治会を使った地元議員の応援など、自治会をめぐる問題は日本全国で起こっている。

市町村の広報誌が自治会(町内会)を通して配布されたり、ゴミ集積場の管理を自治会が行っているなど、ほとんどの市民が普段の生活のなかで、自治会(町内会)と何らかの関わりを持っている。災害の際の住民の避難にも、自治会の関与が市町村から期待されている。自治会は、市町村の事務事業の一部について委託を受け、あるいは住民自治の担い手として期待されているとすら言える。市町村から相当額の補助金や交付金も得ている。

しかし、自治会を法的に説明するとすれば、住民によって任意に組織された地縁団体、で終わってしまう。自治会ってなにか、と問われたとき、その実態を説明することは極めて困難だ。





## &lt;分科会配布資料&gt;

「一村一品」運動で有名な平松守彦氏は大分県の知事を6期24年と異例の長期間にわたって務め、2003年（平成15年）に退任、2004年には旭日大綬章を受章しています。2016年、誤嚥性肺炎により92歳で逝去されましたが、葬儀には日本だけでなく、中国や韓国、フィリピンからの参列者もあったそうで、中国政府の行ったインターネット投票で中国に最も貢献して中国人民に最も有名な「中国に縁のある十大国際友人」の一人に選ばれています。また叙従三位に称せられています（Wikipedia引用）。

知事選の際に、自治会が放送で「平松守彦さんがご挨拶に来られます。皆さんお迎え下さい。」と呼びかけたそうです。

任意団体である自治会が特定の立候補者を支持するのは自己決定権を侵害するもので不適法だと思いますが、当時はまかり通っていたのです。

## 大分県

自治会問題は津市市政だけの問題ではない。市議会議員らも、市自治連とべったりとなり、選挙の組織票をアテにしてきた。報道機関は、住民の声を聞かない市自治連や学区自治連をヨイショしてきた。市長記者会見が毎月開かれているのに、鋭く追及しない。小役人根性の市幹部らは、強い者にはとことんへりくだり、弱い立場の者らをいじめ抜く。歴代市長の責任は重い。とりわけ、山田豊三郎元市長は24年もの長期にわたり市長として君臨し、当時の市自治連会長や幹部と一緒に、歪んだ自治会組織を作り出してきた。

山田豊三郎元市長の銅像。2011年当時の津市議会OB会の会長が発起人となり、津市の道路建設予定地に建立した。そのため、行政財産使用の申請先は、路政課になっている。津市議会OB会の会長が銅像を建立する推進委員会の会長で、津市自治連合会の会長が副会長に就任している。山田市政に、補助金支出などで、お世話になった団体、組織が軒並み委員として名前を連ねている。（WATCHDOG引用 [watchdog-journalism.com](http://watchdog-journalism.com)）記事 大井美夏子

## 滋賀県

自治会（町内会）は本来、助け合いを目的としたものですが、地方のドンの使い走りや行政の下請を担っている団体は多く存在します。現在でも地方はその色合いが濃く、奈良県の私が居住している近隣地域では自治会長や役員は特定の議員の後援会員や党員が就任するという構図が定められており、取り分け自治連合会の会長の多くはなんらかの政治や行政絡みで選任されていると思います。

現在住民訴訟中の補助金の支給先である自治会は、会長やその他役員を再任させる為の買収目的として自治会員80世帯（戸）に補助金より1世帯当たり50万円を支給しました。この中には生活保護受給者も含まれているのですが、行政はこの事実を認識しながらも個人情報保護法を盾に、この問題処理についての回答を一切拒否しています。

地方のドンは絶対的な力を持ち、その傘下の自治会に対しては何らかの形で補助金が支給されるように計らいます。彼ら権力者の力無くしては多額の補助金が自治会や自治会連合会に支給されることはありません。

支給された補助金の一部は、迂回して選挙資金となっている可能性もあります。

要するに、自治会の本来の目的からはかけ離れて、任意団体である自治会や自治連合会に補助金を支給する必要性はないと思いますし、使途自由金である交付金や協力金の支給は論外です。そもそも自治会を組織化して、殆ど活動実績のない自治会連合会という上部団体を作る事が問題点ではないでしょうか。

自治会問題にご協力下さい。皆様からの情報をお待ちしております。

自治会オンブズネット [jitikaiombuds@gmail.com](mailto:jitikaiombuds@gmail.com)

山本秀子

## コラム

### 日本人の体形変化と和服の衰退

能瀬英太郎

私が当コラムの担当になり、「何を書こうかな」と考えながら、テレビの「開運なんでも鑑定団」をみていた。番組ではTVタレントのデーブ・スペクターが、ビートルズのサインを自己評価額300万円で出品していた。鑑定の結果偽物と分かり、300円と大幅ダウンしてがっかりしている様子が写っていた。ビートルズほどの大物ではないが、私も世界的に有名なロシア人芸術家のサインを持っている。入手については、次のような経緯があった。

今では振袖の主な出番は成人式と限られているが、1960年代にはまだ普段着として和服を着る習慣が残っていた。何度目かの転職先に私が選んだのは、福山市にある呉服店であった。その会社の主な業務は、福岡県北部や宇部市などに出張して、展示会を開催し呉服を割賦販売することだった。私は会計兼営業係として販売と集金を担当し、月の半分を出張先で過ごした。

集金のため山口県宇部市の旅館に着いたときのことだった。玄関先で外国人の一行を出迎えている風景とぶつかった。私を部屋に案内した顔見知りの仲居さんに尋ねると、ソ連の国立ポリショイ劇場バレエ団が、今夜当市で公演するためにやって来たのだと教えられた。これまでバレエなどには縁がなかった

が、ポリショイ・バレエ団の名前くらいは知っていた。世界的に有名なバレエ団の公演を見て話題を増やすことも、商売のプラスになるだろうと、日程を一日延ばすための勝手な言い訳を考えた。

「サインもろうてやろか」と気易く云われたので頼むことにした。夕方からの公演にはまだ間があったので、会場に行きプログラムを買ってきて仲居さんに渡した。「うまくいったら、お礼に値引きをするよ」といった。私にもそれぐらいの裁量は許されていた。仲居さんはいつも和服なので、店にとっては大切なお得意さんだった。

その時のプログラムがまだあるので、何十年かぶりに引っ張り出してみた。公演には日本の東京バレエ学校も加わっていたが、目玉はなんといってもポリショイ・バレエ団だ。3人のサインがあるが、一人を除いて他はチンパンカンブンだ。プリマ・バレリーナのレベシンスカヤのサインだけは、カタカナと両方あるのでわかる。

その時の記憶は、日本人とロシア人の体形の違いだけが強く印象に残っている。あれから半世紀以上たち、海外のコンクールで日本人が優勝するようにもなった。体形の変化で見栄えがよくなったことも大きいだろう。胴長脚短形から、胴短脚長形になってきた。脚が長くなるにつれ、和服が衰退してきたのは、単なる偶然の一致だろうか。最近この旅館をネットで調べたら自己破産していた。